

平成29年愛南町告示第49号

愛南町乳幼児用紙おむつ券交付事業実施要綱を次のように定める。

平成29年 6 月20日

愛南町長 清水 雅文

愛南町乳幼児用紙おむつ券交付事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、紙おむつの購入に要する費用を助成する愛南町乳幼児用紙おむつ券交付事業(以下「事業」という。)を実施することにより、子育て世帯の経済的支援を図り、もって少子化対策に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象製品 愛媛県と覚書を取り交わした企業が生産し、愛媛県が別に定める乳幼児用紙おむつ製品をいう。ただし、第1子については、製品を限定しない。
- (2) おむつ券 対象製品の購入費用に充てることができる、本町が発行する愛南町乳幼児用紙おむつ券(様式第1号)をいう。
- (3) 対象乳児 平成29年4月1日以降に出生した者であって、おむつ券の交付時に本町の住民基本台帳に記録されている満1歳に満たないものをいう。
- (4) 保護者 対象乳児の親権を行う者、未成年後見人等であって、現に対象乳児を監護し、本町の住民基本台帳に記録されているものをいう。
- (5) 登録店舗 事業に賛同し、おむつ券が利用できる町内の店舗として町が指定するものをいう。

(助成の対象及び方法)

第3条 事業の助成の対象となる者は、対象乳児とする。

2 事業の助成は、対象乳児の保護者に対し、おむつ券を交付することにより行う。ただし、保護者及びその同一世帯員に町税等の滞納があるときは、助成の対象としない。

(助成の額等)

第4条 助成の額は、対象乳児一人につき5万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、次条第2項ただし書の規定により、県内他市町のおむつ券の交付を受けたときは、当該おむつ券の額を差し引いた残りの額を助成するものとする。

(交付申請)

第5条 おむつ券の交付を受けようとする保護者(以下「申請者」という。)は、愛南町乳幼児用紙おむつ券交付事業申請書(様式第2号。以下「申請書」という。)に関係書類を添えて、町長に申請しなければならない。

2 申請は、対象乳児の出生の日から1歳の誕生日の前日までに行わなければならない。ただし、愛媛県が行う愛顔の子育て応援事業又はこれに準ずる事業を実施する県内他市町から転入した場合において、当該県内他市町のおむつ券の残券を保持しているときは、残券の有効期限までに申請を行うものとする。

(交付決定)

第6条 町長は、申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、交付することが適当であると認めるときは、当該申請者におむつ券の交付を決定するものとする。

2 おむつ券の有効期限は、おむつ券を交付した日の属する年度の翌年度の末日までとし、有効期限を過ぎたおむつ券は無効とする。

3 町長は、前項の規定によりおむつ券を交付したときは、愛南町乳幼児用紙おむつ券交付台帳(様式第3号)にその旨を記録し、おむつ券の交付状況を明らかにしておかなければならない。

(おむつ券の利用等)

第7条 おむつ券の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、おむつ券の有効期限内に第10条第2項の規定により指定を受けた登録店舗において対象製品を購入する際におむつ券を利用することができる。

2 おむつ券は、対象製品の購入総額が利用するおむつ券の額面の総額と同額又はそれを上回る時に使用できるものとし、購入しようとする紙おむつの額がおむつ券の額面を超えるときは、その差額は受給者において負担するものとする。

3 紛失によるおむつ券の再発行は行わない。ただし、おむつ券を汚損し、又は破損したときは、おむつ券と認識できる場合に限り、汚損し、又は破損したおむつ券と引換えにおむつ券を交付できるものとする。

(受給者等の変更)

第8条 受給者は、受給者又は対象乳児の届出事項等に変更があったときは、速やかに愛南町乳幼児用紙おむつ券届出事項変更届(様式第4号)により町長に届け出なければならない。

(おむつ券の返還等)

第9条 町長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、おむつ券の交付の決定を取り消すことができる。この場合において、未使用のお

むつ券があるときは、これを返還させるものとする。

- (1) 対象乳児が死亡し、又は町外に転出したとき。ただし、愛媛県が行う愛顔の子育て応援事業費補助金の交付を受ける県内他市町に第2子以降として転出するときは、この限りでない。
- (2) 正当な理由なく、前条の規定による届出を怠ったとき。
- (3) おむつ券を第三者に譲渡し、又は使用させたとき。
- (4) おむつ券の記載事項を改変して使用したとき。
- (5) 虚りその他不正の手段により、おむつ券の支給を受けたとき。
- (6) その他おむつ券の交付が適当でない町長が認めるとき。

2 町長は、前項第3号から第5号までのいずれかに該当する場合において必要があると認めるときは、当該受給者が既に使用したおむつ券の額面に相当する金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(登録店舗等)

第10条 登録店舗の指定を受けようとする者は、愛南町乳幼児用紙おむつ券登録店舗指定(変更)申請書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請書の提出を受けたときは、愛南町乳幼児用紙おむつ券登録店舗指定書(様式第6号)により登録店舗として指定するものとする。

3 前項の規定により指定を受けた登録店舗の内容に変更、追加、廃止等が生じたときは、第1項に規定する申請書によりその内容を町長に提出しなければならない。

(費用の請求)

第11条 登録店舗は、毎月受領したおむつ券を集計し、翌月の20日までに愛南町乳幼児用紙おむつ券登録店舗助成金交付請求書(様式第7号)により町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、請求のあった日から30日以内に当該費用を支払うものとする。

(登録店舗の取消し等)

第12条 町長は、登録店舗が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録店舗の指定を取り消すことができる。

- (1) 業務を履行しないとき、又は履行の見込みがない町長が認めるとき。
- (2) 登録店舗が、指定の取消しを申し出たとき。
- (3) 虚偽その他不正の行為により、費用の請求を行ったとき。
- (4) 登録店舗の責めに帰すべき事由により、事業を継続することができない町長が認めるとき。
- (5) その他おむつ券の支給に関する指示事項を遵守しないとき。

2 前項の規定により登録店舗の指定を取り消した場合において、当該登録店舗が既に受領したおむつ券を有するときは、当該登録店舗は、当該おむつ券

に係る請求を行えるものとする。

- 3 町長は、登録店舗が第1項第3号の規定に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該登録店舗が受領したおむつ券に対して町が支払った額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、事業の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

様式第1号(第2条関係)

愛南町乳幼児用紙おむつ券

(おむつ券 表面)

切離し無効	愛南町乳幼児用紙おむつ券	No. _____	No. _____
		出生順位 □ □	
	<u>1,000円</u>		切離し無効
	有効期限： 年 月 日		
	発行者 愛南町長	印	

(おむつ券 裏面)

【登録店舗控用】 愛南町乳幼児用紙おむつ券	【愛南町保管用】	
	【登録店舗様へ】 ①この券は、下記の対象製品を購入する場合に限り、1枚当たり1,000円分の費用として使用できます。 ②1回当たりの利用枚数に限りはありませんが、対象製品の購入額が額面の総額と同額又はそれを上回る場合に利用できます。 ③購入額が額面を上回る場合は、その差額をおむつ券利用者からいただいでください。 ④表面記載の有効期限を必ず確認してください。 ⑤下記に引換日及び登録店舗名を記載してください。	
【登録店舗様】 こちらの半券を5年間保管してください。	【対象製品】	引換日 年 月 日
		登録店舗名

様式第 2 号(第 5 条関係)

愛南町乳幼児用紙おむつ券交付事業申請書

愛南町長 様

保護者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

⑩

愛南町乳幼児用紙おむつ券交付事業実施要綱第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり愛南町乳幼児用紙おむつ券の交付を申請します。なお、申請に際して私の世帯情報を閲覧することに同意します。

記

対象乳児	住 所	愛南町	
	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日	
	申請者との続柄	(第 子)	
※転入により申請する場合のみ記載	母子健康手帳への交付済印	有 無	
	転入前の県内他市町から交付を受けた同種の券の残数	枚	
	上記の券の有効期限	年 月 日	

対象乳児が属する生計を一にする世帯員

対象乳児との続柄	氏 名	生年月日	住 所 (対象乳児と異なる場合のみ記載)

別紙

町税等の滞納がない旨の申出書

年 月 日

愛南町長 様

氏 名 ㊟

愛南町乳幼児用紙おむつ券交付の申請に当たり、町税等の滞納がない旨を申し出ます。なお、担当部署において納税等の状況について調査することに同意します。

[愛南町記入欄]

担当部署名	費 目	担当部署記入欄	確認印
税務課	町民税	有 無	
	固定資産税	有 無	
	国民健康保険税	有 無	
	介護保険税	有 無	
		有 無	
保健福祉課	保育料	有 無	
環境衛生課	下水道料	有 無	
水道課	水道料	有 無	
学校教育課	給食費	有 無	

備考 調査の対象は、申請者が属する世帯の世帯員全員とする。

様式第4号(第8条関係)

愛南町乳幼児用紙おむつ券届出事項変更届

年 月 日

愛南町長 様

保護者 住 所
氏 名
電話番号

㊞

次のとおり変更等があったので届け出ます。

対象乳児	住 所	(変更前)
		(変更後)
	氏 名	(変更前)
		(変更後)
	生 年 月 日	年 月 日 (歳)
保護者との続柄	(第 子)	
保護者	住 所	(変更前)
		(変更後)
	氏 名	(変更前)
		(変更後)
変更となる理由		
届出事項が生じた年月日	年 月 日	

※変更の内容は、該当する箇所のみ記入してください。

様式第 5 号(第 10 条関係)

愛南町乳幼児用紙おむつ券登録店舗指定(変更)申請書

年 月 日

愛南町長 様

申請者

住所又は所在地

名称及び代表者名

⑩

電話番号

愛南町内の下記の店舗について、愛南町乳幼児用紙おむつ券登録店舗の指定を受けたいので、愛南町乳幼児用紙おむつ券交付事業実施要綱第 10 条第 1 項(第 3 項)の規定により下記のとおり申請(変更申請)します。なお、申請に当たり、愛南町乳幼児用紙おむつ券交付事業実施要綱の規定を遵守することを誓約します。

記

No.	店舗名	住所	電話番号	申請の区分
			メールアドレス	

※申請の区分欄には、申請内容により次のとおり記載すること。

- ・新規の登録申請の場合 → 新規
- ・登録済店舗の内容の変更の場合 → 変更
- ・登録店舗の廃止の場合 → 廃止
- ・店舗の追加の場合 → 追加

様式第 6 号(第 10 条関係)

第 年 月 日 号

愛南町乳幼児用紙おむつ券登録店舗指定書

様

愛南町長



年 月 日付で申請のあった下記の店舗について、愛南町乳幼児用紙おむつ券交付事業実施要綱第 10 条第 2 項の規定により、愛南町乳幼児用紙おむつ券登録店舗に指定します。

記

No.	店舗名	住所	電話番号
			メールアドレス

様式第7号(第11条関係)

愛南町乳幼児用紙おむつ券登録店舗助成金交付請求書

年 月 日

愛南町長 様

請求者

住所又は所在地

名称及び代表者名

㊞

登録店舗において受領した愛南町乳幼児用紙おむつ券について、下記のとおり集計しましたので、愛南町乳幼児用紙おむつ券交付事業実施要綱第11条第1項の規定により、愛南町乳幼児用紙おむつ券(愛南町保管用)を添えて請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 対象月 月分
- 3 各登録店舗受領状況

No.	店舗名	住所	使用枚数(枚) (A)	金額(円) (A)×1,000
合計				